

1. オープンデータを巡る最近の動き (1) 官民データ活用推進基本法の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

◆「**官民データ**」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

※1 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。

◆ 基本理念

①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）

②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）

③**官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）**

④官民データ活用の推進に当たって、

・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）

・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）

・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）

・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）

・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）

◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）**

◆ **法制上の措置等（7条）**

第2章 官民データ活用推進基本計画等

◆ **政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）**

◆ **都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）**

◆ **市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）**

第3章 基本的施策

◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）

◆ **国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）**

◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）

◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）

◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）

◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）

◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

◆ **IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）**

◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）

◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（**議長による重点分野の指定**、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）

◆ 地方公共団体への協力（27条）

附則

◆ 施行期日は公布日（附則1項）

◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

【参考】官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（第11条）

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されている。)

オープンデータとは、政府や地方公共団体などが保有する公共データが、①「二次利用可能なルールの下」で、②「機械判読に適した形」で、公開されること。

オープンデータへの取組により、新事業の創出、行政の透明性・信頼性の向上等が期待。

1. 二次利用可能なルールの適用

【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、自由に編集・加工が出来ない

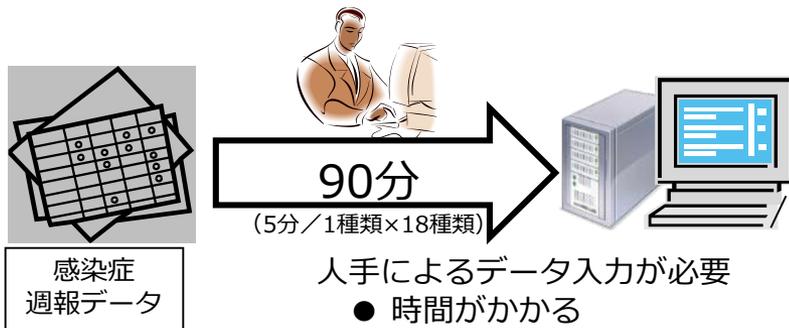
【二次利用可能なルール】

- 出典を明記すれば、許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせ利用拡大が見込める

2. 機械判読性のあるデータの価値

(例) 感染症週報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成

【機械判読性のないデータ（画像等）の場合】



【機械判読性のあるデータ（csv形式等）の場合】



今後のオープンデータの推進の方向性



平成29年2月16日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

目次

【総論①】 公開ルールの徹底	2
【総論②】 民間ニーズを反映する仕組みの整備	3
【総論③】 オープンデータ・バイ・デザインの推進	4
【総論④】 地方公共団体におけるオープンデータの取組支援	5
【各論】 個別分野における取組について	6

【総論①】 公開ルールの徹底

<公開ルールの徹底>

(1) 開示ルール等を定めたこれまでの各種文書を整理・統合する。

(2) 「原則公開」のルールを明確化する。

・個人情報保護や国家安全保障等の観点からの例外を除き公開することとし、公開できない場合は原則その理由を公開する。

・限定的な関係者間での共有等を経ることで、将来的なオープン化の可能性のあるデータについては、「限定公開」又は「限定共有」を積極的に推進する。

・特に政策立案・決定プロセスで活用されたデータについては公開を進める。

【開示ルール等を定めたこれまでの各種文書（例）】

電子行政オープンデータ戦略	(平成24年7月4日、IT戦略本部決定)
電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ	(平成25年6月14日、IT戦略本部決定)
二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)	(平成25年6月25日、CIO連絡会議決定)
日本のオープンデータ憲章アクションプラン	(平成25年10月29日、CIO連絡会議決定)
Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針	(平成27年3月27日、CIO連絡会議決定)
新たなオープンデータの展開に向けて	(平成27年6月30日、IT戦略本部決定)
オープンデータ2.0	(平成28年5月20日、IT戦略本部決定)

○複数の文書に類似の内容がバラバラに記載されて分かりにくい。
(例 重点分野・強化分野 など)

○既にタスクが達成している内容がある。
(例 政府標準利用規約の作成など)

○開示ルールが必ずしも明確ではない。
(例 データを公開する、しないの判断基準など)

⇒ 文書を整理・統合し、開示ルールを明確化し、一つの文書としてはどうか。

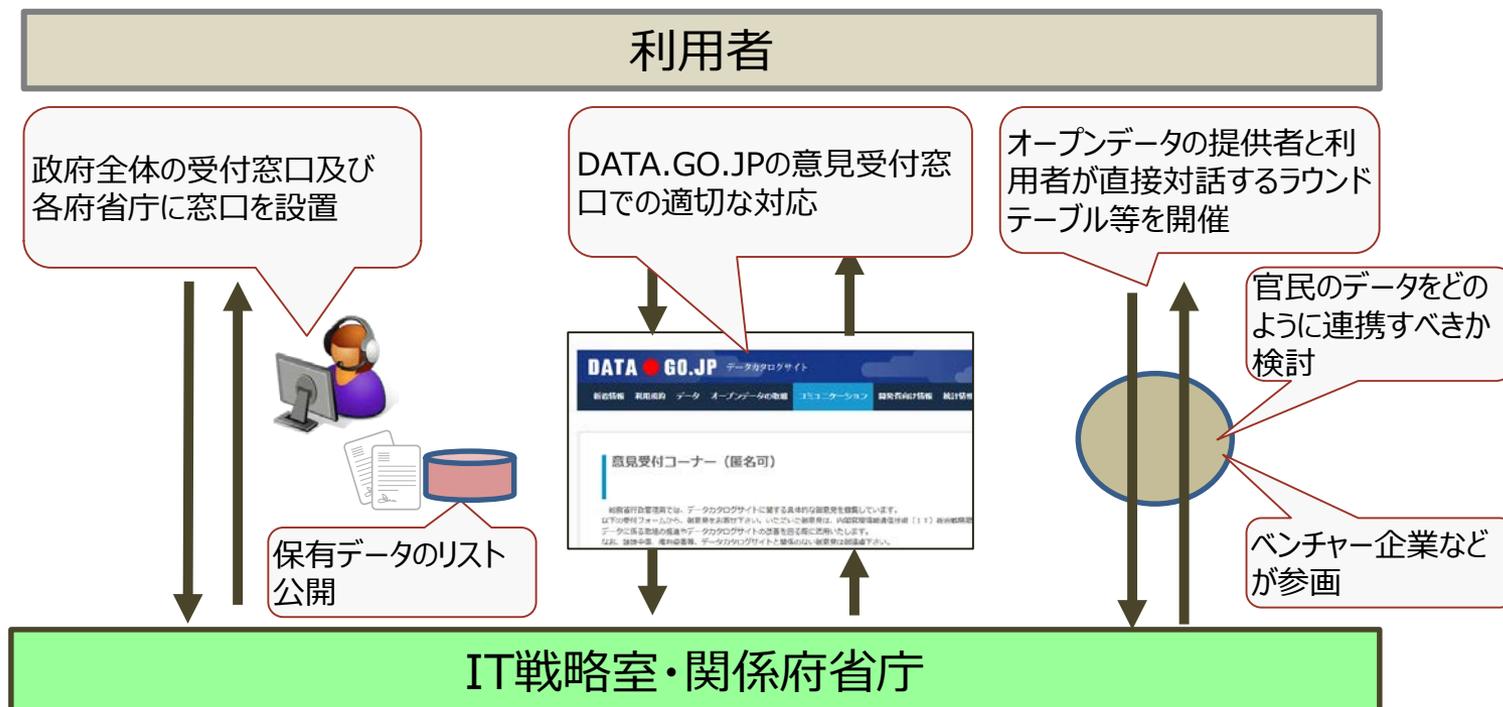
【総論②】 民間ニーズを反映する仕組みの整備

<民間ニーズを反映する仕組み>

以下の事項について検討する。

- (1) 各府省庁の保有データを棚卸しする。（例 重点分野での保有データをリスト化）
- (2) 政府全体の受付窓口及び各府省庁に窓口を設置し、担当省庁に問合せ内容について回答させる仕組みを構築する。
- (3) 重点分野に関連する府省庁において、ラウンドテーブルの開催等により、民間企業等データを希望する者と直接対話する場を設ける。

<イメージ>



【総論③】 オープンデータ・バイ・デザインの推進

新戦略推進専門調査会電子行政分科会と連携しつつ、「行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う（オープンデータ・バイ・デザイン）」の具体化を検討する。当面、以下の取組を検討する。

- (1)各府省庁が公開しているデータベースについて、政府のデータカタログサイトにAPI連携して、自動登録できる仕組みを検討する。また、各府省庁のWebサイトに公開しているデータについて、カタログサイトへの登録作業の簡素化を検討する。その上で、将来的には自治体のデータベース等との連携も検討する。
- (2)データベース構築にあたっては、オープンデータを前提とする（非公開とすることに合理的な理由がないものについては、予算計上を認めないこととする）。具体的には、予算要求が本方針を踏まえたものとなるよう「情報通信技術（IT）関係施策に関する戦略的予算重点方針」を通じた周知を行う。
- (3)関係府省庁と連携し、データ構造やデータ形式の標準化とともに、機械判読性に優れた形式での公開を引き続き推進する。
- (4)各種文書を整理・統合するにあたり、二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 平成27年12月改定）に記載されている各府省庁が行う委託・請負契約の検討・締結等の際、報告書等の成果物をオープンデータとして公開しやすいデータ形式にて納品するといった内容に留意し、再周知を図る。

【総論④】 地方公共団体におけるオープンデータの取組支援

<地方公共団体の取組促進の底上げ>

- ・地方公共団体の横連携を図るため、共通語彙基盤の情報交換パッケージ等を踏まえ、民間ニーズに即して定める重点分野や、地方公共団体のアンケート調査結果※を参考としながら、最低限公開すべきデータセットを提示する。併せて、IT室にてこれまで作成した地方公共団体向けフォーマット標準例をベースとしつつ、フォーマット標準例を提示する。

※ 参考資料 1「自治体アンケート結果」参照

- ・地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たって、小規模な団体での取組を促進するため、例えば、複数団体でのシステム共同利用（自治体クラウド等）の導入に当たりオープンデータに取り組んだり、共同でオープンデータポータルサイトを立ち上げたりといった効率的な取組を支援する。

<先進的な事例の横展開>

- ・政府CIOポータルやデータカタログサイトにて公開している活用事例を集めた「オープンデータ100」について、各アプリの入手方法や当該アプリに使用するオープンデータの項目を追加するなど、先進的な活用事例の横展開を促進する。

【各論】 個別分野における取組について

有識者、関係企業、関係省へのヒアリング結果等を踏まえ、統計、観光、公共交通分野について、新ビジネスの創出等を通じた我が国経済の活性化や、国や地方自治体における業務の効率化、社会課題の解決等に貢献するため、以下のような取組を推進する。

＜統計分野＞

現在、抜本的な統計改革に向けて、GDP統計の精度向上等経済統計の改善、利用者視点に立った信頼性向上等に向けた統計システムの再構築や、電子化の徹底を含む統計行政部門の構造的課題への対応等について検討が進められているが、オープンデータ及び統計データの活用の推進という観点から、諸外国の取組も踏まえつつ、以下の項目について早急に検討する。

- ・統計情報に関する利用者ニーズを把握・対応する仕組みの整備
(例 保有統計情報のリスト化等)
- ・匿名データ利用に係る目的制限(学術研究等に限定)の緩和(学術研究目的用とは別に、一般利用目的用の匿名データを作成することの是非を含む)
- ・調査票情報の利用拡大(調査票情報の利用要件(共同研究、科研費等に限定)の緩和(行政機関・大学等以外の利用の検討を含む))
- ・調査票情報の利用手続に要する時間の短縮等に資するオンサイト利用^(注1)の推進
- ・オンデマンド集計^(注2)の早期実用化
- ・統計調査の実施後、作成しながらもインターネットに掲載されていない統計情報を含め、二次利用に適した形式での公開促進

(注1) 管理者が指定する場所・機器によりデータ分析を行うことで、セキュリティを確保しつつ、調査票の情報をを用いて、高度な解析を可能とするもの。

(注2) 想定される調査事項のパターンをオンデマンド集計に適したデータベース環境に収録し、利用者のリクエストに応じて迅速に結果を返すオーダーメイド的な統計データの提供システム

【各論】 個別分野における取組について

<観光分野>

海外の観光関連アプリ事業者を含めた利用者のニーズを踏まえ、観光情報が積極的に活用されるよう以下の項目について検討する。

- ・官民が保有する観光情報（有償・無償を含む）の整理
- ・利用者のニーズを踏まえ、官民において公開すべき観光情報を提示（二次利用に適した形式、データ形式、公開する（地域）単位等の整理を含む）
- ・観光情報に関するメタデータの横断検索を可能とするプラットフォームの整備（既存のプラットフォームの整理・活用を含む）
- ・観光情報の活用に関するユースケースの収集・構築・発信等を通じたデータ活用の促進

<公共交通分野>

平常時を超える交通需要への対応が必要となる東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中において円滑な輸送に資するよう公共交通分野のオープンデータ化について積極的に検討する。その際には、IoT機器の活用など今後の技術進歩を念頭に、データ公開によるメリットやリスク、現行ビジネスモデルとの関係、コスト負担の在り方を含め検討を進める。

【各論】 個別分野における取組について

【参考】ヒアリングにご協力いただいた有識者、関係企業、関係省

○有識者

- 伊藤 伸介 中央大学経済学部准教授
- 越塚 登 東京大学大学院情報学環教授
- 庄司 昌彦 国際大学グローバルコミュニケーションセンター准教授
- 須田 和博 中央大学総合政策学部客員教授
- 関 治之 Code for Japan代表
- 宮崎 俊哉 三菱総合研究所主席研究員
- 矢ヶ崎 紀子 東洋大学国際観光学科准教授

○関係企業

東日本旅客鉄道株式会社・東京地下鉄株式会社（公共交通分野）

○関係省

総務省
国土交通省